

令和6年10月31日

担当課	学事振興課
内線番号	2282
直通番号	895-2282
担当者	柳本、島田

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について

このことについて、本県の状況をお知らせします。

本資料は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の調査票情報を利用して独自に集計したものです。

なお、数値については、国立、公立学校を除いた私立学校のみの数値です。（*2（4）のいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数については、国公立・小・中・高・特別支援学校合計の値です。）

1 暴力行為について

(1) 「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が起こした暴力行為」で、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」（対教師、生徒間を除く）、「器物損壊」の四形態をいう。

(2) 発生件数 (単位：件)

年度	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R3	444 (5.6)	0 (0.0)	728 (2.9)	18 (9.4)	1,146 (1.0)	18 (1.6)	2,318 (1.5)	36 (2.5)
R4	485 (6.1)	6 (7.7)	1,028 (4.1)	18 (9.7)	1,364 (1.1)	17 (1.5)	2,877 (1.9)	41 (2.9)
R5	586 (7.3)	1 (1.2)	1,186 (4.7)	13 (7.2)	1,535 (1.3)	26 (2.2)	3,307 (2.1)	40 (2.8)

() 内の数字は、児童生徒数1,000人あたりの発生件数

(3) 形態別件数

①小学校

(単位：件)

年度	対教師暴力		児童間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R3	52	0	344	0	9	0	39	0	444	0
R4	34	0	402	6	14	0	35	0	485	6
R5	36	0	484	1	23	0	43	0	586	1

②中学校

(単位：件)

年度	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R3	14	1	602	14	1	0	111	3	728	18
R4	26	1	821	16	18	1	163	0	1,028	18
R5	17	0	940	10	35	0	194	3	1,186	13

③高等学校

(単位：件)

年度	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R3	64	0	793	13	49	1	240	4	1,146	18
R4	61	1	873	12	92	1	338	3	1,364	17
R5	57	2	1,035	18	80	1	363	5	1,535	26

2 いじめについて

(1) 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) 件数

(単位：件)

年度		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R 3	認知件数	1,264	8	1,980	42	3,013	60	7		6,264	110
	解消件数	1,055	8	1,638	35	2,342	46	7		5,042	89
	解消率%	83.5	100.0	82.7	83.3	77.7	76.7	100.0		80.5	80.9
R 4	認知件数	1,820	16	2,248	18	3,365	62	5		7,438	96
	解消件数	1,343	14	1,818	15	2,633	53	5		5,799	82
	解消率%	73.8	87.5	80.9	83.3	78.2	85.5	100.0		78.0	85.4
R 5	認知件数	2,148	4	2,249	22	3,290	64	3		7,690	90
	解消件数	1,709	4	1,818	16	2,630	51	3		6,160	71
	解消率%	79.6	100.0	80.8	72.7	79.9	79.7	100.0		80.1	78.9

(3) いじめの態様（複数回答）

(単位：件)

態 様	全 国	長 崎 県（私立学校）				
		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	4,600 (59.8)	3 (75.0)	12 (54.5)	41 (64.1)		56 (62.2)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,671 (21.7)	2 (50.0)	5 (22.7)	19 (29.7)		26 (28.9)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1,150 (15.0)	0 (0.0)	2 (9.1)	6 (9.4)		8 (8.9)
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	432 (5.6)	0 (0.0)	2 (9.1)	4 (6.3)		6 (6.7)
金品をたかられる。	242 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)		1 (1.1)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	369 (4.8)	0 (0.0)	2 (9.1)	4 (6.3)		6 (6.7)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	559 (7.3)	1 (25.0)	2 (9.1)	5 (7.8)		8 (8.9)
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	835 (10.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (23.4)		15 (16.7)
その他	571 (7.4)	0 (0.0)	1 (4.5)	4 (6.3)		5 (5.6)

() 内の数字は校種ごとの認知件数に対する割合 (%)

(4) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数 (国公私立・小・中・高・特別支援学校合計)

	「重大事態」が発生した学校数	「重大事態」発生件数	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数
R 5	4	4	3	2

○法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

3 長期欠席について

(1) 「長期欠席者」とは、病気、経済的理由、不登校、その他の理由により、年間30日以上欠席した者をいう。

(2) 長期欠席者数

(単位：人)

年度	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R3	3,344 (4.2)	12 (1.6)	10,771 (4.3)	82 (4.3)	29,759 (3.0)	434 (3.8)	43,874 (3.3)	528 (3.7)
R4	1,901 (2.4)	16 (2.1)	11,148 (4.5)	81 (4.4)	33,751 (3.3)	580 (5.0)	46,800 (3.5)	677 (4.8)
R5	1,507 (1.9)	18 (2.2)	11,568 (4.6)	72 (4.0)	29,773 (2.9)	541 (4.6)	42,848 (3.2)	631 (4.4)

()内の数字は、全児童生徒数に対する割合(%)

4 不登校について

(1) 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者(ただし、病気や経済的な理由による者を除く)をいい、本調査では、年間30日以上欠席した者をいう。

(2) 不登校児童生徒数

(単位：人)

年度	小学校		中学校		高等学校		計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
R3	467 (0.6)	4 (0.5)	5,779 (2.3)	54 (2.8)	13,001 (1.3)	219 (1.9)	19,247 (1.4)	277 (1.9)
R4	590 (0.7)	3 (0.4)	7,255 (2.9)	52 (2.8)	16,082 (1.6)	283 (2.4)	23,927 (1.8)	338 (2.4)
R5	594 (0.7)	6 (0.7)	8,120 (3.2)	45 (2.5)	18,553 (1.8)	331 (2.8)	27,267 (2.0)	382 (2.6)

()内の数字は全児童生徒数に対する割合(%)

(3) 不登校児童生徒について把握した事実(当てはまるものを全て回答)

(単位：人)

区分	小学校		中学校		高等学校		合計	
	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎	全国	長崎
いじめの被害の情報や相談があった	50 (8.4)	0 (0.0)	125 (1.5)	3 (6.7)	172 (0.9)	4 (1.2)	347 (1.3)	7 (1.8)
いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	104 (17.5)	0 (0.0)	1,000 (12.3)	4 (8.9)	2,333 (12.6)	48 (14.5)	3,437 (12.6)	52 (13.6)
教職員との関係をめぐる問題の情報があった	55 (9.3)	0 (0.0)	163 (2.0)	2 (4.4)	362 (2.0)	3 (0.9)	580 (2.1)	5 (1.3)
学業の不振や頻繁な宿題の未提出があった	93 (15.7)	1 (16.7)	1,526 (18.8)	3 (6.7)	2,548 (13.8)	27 (8.2)	4,167 (15.3)	31 (8.1)
学校のきまりに関する相談があった	19 (3.2)	0 (0.0)	146 (1.8)	0 (0.0)	478 (2.6)	3 (0.9)	643 (2.4)	3 (0.8)
転編入学、進級時の不適応による相談があった	33 (5.6)	0 (0.0)	449 (5.5)	1 (2.2)	1,210 (6.5)	9 (2.7)	1,692 (6.2)	10 (2.6)
家庭生活の変化に関する情報や相談があった	70 (11.8)	2 (33.3)	426 (5.2)	5 (11.1)	956 (5.2)	15 (4.5)	1,452 (5.3)	22 (5.8)
親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	133 (22.4)	1 (16.7)	867 (10.7)	6 (13.3)	1,299 (7.0)	24 (7.3)	2,299 (8.4)	30 (7.9)
生活リズムの不調に関する相談があった	161 (27.1)	3 (50.0)	2,592 (31.9)	22 (48.9)	5,175 (28.0)	83 (25.1)	7,928 (29.1)	108 (28.3)
あそび、非行に関する情報や相談があった	5 (0.8)	0 (0.0)	87 (1.1)	2 (4.4)	675 (3.7)	8 (2.4)	767 (2.8)	10 (2.6)
学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	174 (29.3)	1 (16.7)	2,125 (26.2)	10 (22.2)	4,971 (26.9)	69 (20.8)	7,270 (26.7)	80 (20.9)
不安・抑うつ等の相談があった	159 (26.8)	2 (33.3)	2,049 (25.2)	3 (6.7)	3,742 (20.2)	71 (21.4)	5,950 (21.8)	76 (19.9)
障害(疑い含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	35 (5.9)	0 (0.0)	390 (4.8)	1 (2.2)	596 (3.2)	6 (1.8)	1,021 (3.7)	7 (1.8)
個別の配慮(13以外)についての求めや相談があった	84 (14.1)	0 (33.3)	462 (5.7)	4 (8.9)	837 (4.5)	17 (5.1)	1,383 (5.1)	21 (5.5)

()内の数字は不登校児童生徒数に対する割合(%)

5 中途退学(私立高等学校)について

(1) 「中途退学」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。

(2) 中途退学者数

(単位：人)

年度	全 日 制		定 時 制		通 信 制		計	
	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎	全 国	長 崎
R3	12,493 (1.2)	187 (1.7)	50 (2.0)	/	5,724 (3.5)	8 (1.9)	18,267 (1.6)	195 (1.7)
R4	14,383 (1.4)	120 (1.1)	35 (1.5)	/	6,288 (3.5)	19 (3.5)	20,706 (1.7)	139 (1.2)
R5	14,666 (1.5)	154 (1.4)	48 (2.1)	/	7,093 (3.4)	16 (2.3)	21,807 (1.8)	170 (1.4)

() 内の数字は全生徒数に対する割合 (%)

- ・本県の中途退学者数は、令和4年度と比べ全体で31人増加した。
- ・本県の全生徒数に対する割合は、全国平均1.8%に対して、本県は1.4%であった。

(3) 事由別中途退学者数〔本県私立高等学校〕(主たるものを一つ選択)

(単位：人)

理由		全日制課程			通信制課程			計		
		R05	R04	R5 割合 (%)	R05	R04	R5 割合 (%)	R05	R04	R5 割合 (%)
学業不振		8	1	(0.5)	0	0	(0.0)	8	1	(4.7)
学校生活・学業不適応		59	51	(38.3)	5	17	(31.3)	64	68	(37.6)
進路 変更	別の高校への入学を希望。	28	25	(18.2)	0	0	(0.0)	28	25	(16.5)
	専修・各種学校への入学を希望	3	1	(0.2)	0	0	(0.0)	3	1	(1.8)
	就職を希望。	15	13	(9.7)	3	0	(18.8)	18	13	(10.6)
	高卒程度認定試験受験を希望。	3	4	(0.2)	1	1	(0.6)	4	5	(2.4)
	その他	8	6	(5.2)	2	0	(12.5)	10	6	(5.9)
	小計	57	49	(37.0)	6	1	(37.5)	63	50	(37.1)
病気・けが・死亡		9	4	(0.6)	1	1	(0.6)	10	5	(5.9)
経済的理由		1	0	(0.1)	0	0	(0.0)	1	0	(0.6)
家庭の事情		3	2	(1.9)	3	0	(18.6)	6	2	(3.5)
問題行動等		17	10	(11.0)	1	0	(0.6)	18	10	(10.6)
その他		0	3	(0.0)	0	0	(0.0)	0	3	(0.0)
計		154	120	/	16	19	/	170	139	/

() 内の数字は中途退学者数に対する割合 (%)